



---

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

---



2026年3月1日

公立学校共済組合 東海中央病院

岐阜県各務原市蘇原東島 4-6-2

# 目次

第1章	総則	3
第1条	新型インフルエンザ等対策事業計画の目的	3
第2条	新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針	3
第3条	定義	3
第4条	新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成と周知	3
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施体制	4
第5条	平時における医療機関の連携・協力体制	4
第6条	情報収集・連絡体制の整備	4
第7条	新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営	4
第3章	新型インフルエンザ等対策に関する事	5
第8条	新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法	5
	● 準備期	5
	● 初動期	5
	● 対応期	5
	● 患者数が増加した場合の対応	5
	● 発生時における情報収集・連携など	5
	● 特定接種の実施	6

第9条	発生時の人員計画.....	6
第10条	感染対策の検討・実施.....	6
第11条	都道府県知事等からの職員派遣要請に対する対応.....	6
第12条	医薬品等の備蓄及び対応体制の整備・強化.....	6
第4章	その他.....	7
第13条	教育・訓練.....	7
第14条	計画の見直し.....	7

## 第1章 総則

### 第1条 新型インフルエンザ等対策事業計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号 以下「法」と記載）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公立学校共済組合東海中央病院（以下「当院」と記載）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、院内・地域での感染拡大を可能な限り抑制し、職員・入院・外来患者及び地域住民の健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

### 第2条 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

当院は、新型インフルエンザ等対策の遂行にあたって、岐阜県・各務原市他関係市町、保健所及び各務原市医師会他地域の医療機関と相互に連携を図りながら、これを行うものとする。

### 第3条 定義

本計画使用している、準備期・初動期・対応期について以下の様に定義する

- 準備期：新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前を指す
- 初動期：新型インフルエンザ等の覚知後。政府対策本部が設置され基本対処方針が定められ、実行されるまでを指す
- 対応期：初動期以降、政府対策本部が解体されるまでを指す

### 第4条 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成と周知

当院では、本計画を効果的に推進するため、以下の内容について記載した新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」と記載）を作成する。

- 準備期における当院の医療体制等の準備
- 初動期・対応期における当院の医療提供体制

診療継続計画の作成・修正を行った場合は職員に対して周知を図る。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 第5条 平時における医療機関の連携・協力体制

- 当院は、法第7条第1項に規定する都道府県行動計画及び法第8条第1項に規定する市町村行動計画における当院の各務原医療圏での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、岐阜県・各務原市・地域保健所及び地域保健所管内の基幹医療機関等・消防本部等と相互に連携・協力をを行い、新型インフルエンザ等対策に努める。
- 当院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に基づき、岐阜県知事と医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(以下「医療措置協定」と記載)の締結に係る協議・会議・訓練に参画し、協議内容に応じ新型インフルエンザ等に係る岐阜県における医療提供体制の整備・構築に協力する。
- 当院は、岐阜県、各務原市、保健所及び感染症指定医療機関等との間において平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集及び訓練等の実施参加を行う。
- 当院は、岐阜県、各務原市、保健所及び各務原医師会を含む地域の医療機関と円滑に連携を図るためあらかじめ連絡先を共有する

### 第6条 情報収集・連絡体制の整備

- 新型インフルエンザ等が発生した場合には、岐阜県、各務原市、保健所及び各務原医師会を含む地域の医療機関等の間において、情報収集及び情報共有に努める。
- 診療継続計画に基づき、岐阜県・保健所等関係各所と連携・協力し新型インフルエンザ等対策を実施する

### 第7条 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

当院は、法第22条第1項に基づき岐阜県対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策を行うために病院内に、病院長を代表とし新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策委本部」と記載)を設置し次の活動を行う。

- 国内・県内の発生状況の情報収集及び公的機関からの発信に関する事
- 岐阜県・各務原医師会及び地域の医療機関・保健所との連絡調整に関する事
- 他、医療提供に関する事
- 対策本部での会議は、流行状況によって変動するが必要時毎日実施する

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事

### 第8条 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

#### ● 準備期

診療継続計画及び医療措置協定に基づき以下について計画し必要な措置をとる

- ★ 新型インフルエンザ等対策整備
- ★ 職員の健康管理と啓発
- ★ 病院機能の維持・業務継続衣予備医療資材・機材の確保

#### ● 初動期

診療継続計画及び医療措置協定に基づき以下について計画し必要な措置をとる

- ★ 有症状者専用外来の設置・他患者との導線分離の確認
- ★ 対策本部会議の開催(開催間隔は発生状況によって変動する)
- ★ 緩和ケア病棟以外の各病棟に設置された陰圧室の確保
- ★ 院外からの入院要請時、病棟移動時の導線確保の確認
- ★ 医師・看護師他職種による診療担当チームの構築と院内へ周知
- ★ 都道府県からの要請に応じて医療機関情報支援システム(以下「G-MIS」と記載)

#### ● 対応期

初動期からの対応を継続する

#### ● 患者数が増加した場合の対応

患者数の増加及び勤務可能な職員数の減少が発生した場合、診療継続計画に基づき、診療業務の縮小・休診等の措置を講ずる

#### ● 発生時における情報収集・連携など

- ☆ 新型インフルエンザ等が院内発生した場合は、臨時感染対策委員会を開催し、各部門での対応を確認する。
- ☆ 院内掲示板を活用し、院内の状況・県内の状況・必要な感染対策などについて職員への情報提供を行う
- ☆ 岐阜県及び各務原市など関係各所と連携をとり情報収集・共有を行うとともに、医療

措置協定・診療継続計画に基づき関係機関と連携・協力し新型インフルエンザ等の対応を実施する。

## ● 特定接種の実施

政府対策本部で決定される内容：特定接種の接種本数・接種順位

当院で決定し実施すること：診療継続計画に基づき。職員への特定接種の優先順位を決定し実行する

## 第9条 発生時の人員計画

- 職員・職員家族の学校の臨時休校・要支援者発生時等による職員欠勤時は、職員の配置状況を確認し他部署からの応援体制を実行する。
- 原則として欠勤率が増加した場合でも、対応可能な職員数で診療を継続する方針とする。
- 出勤可能な人員で最大限の能力が発揮できるよう緊急を要しない業務の延期を検討する。
- 優先業務が院内の職員のみで実行が困難と判断された場合、対策本部から各務原市医師会へ派遣医師などの応援依頼を検討する。

## 第10条 感染対策の検討・実施

- 感染経路別予防策の実施
- 感染力・毒性等が提示されるまでは、直接患者に触れる職員はつなぎ型の个人防护を第1選択とする。
- 労働安全管理部門は、新型インフルエンザ等罹患時に重症化する可能性のある職員についてリストを作成し、当該職員へ周知と対応を感染対策委員会と協議し提示する。

## 第11条 都道府県知事等からの職員派遣要請に対する対応

- 岐阜県知事又は各務原市長等(以下「岐阜県知事等」と記載)から、職員の派遣要請を受けた場合は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、院内業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と判断した職員を派遣する。

## 第12条 医薬品等の備蓄及び対応体制の整備・強化

- 診療継続計画・医療措置協定に基づき、医薬品・心療材料および感染症対策物資等の必要数について検討し、必要数の備蓄と状況を確認する。
- 診療継続計画・医療措置協定に基づき、診療器材等の設備・点検を行い不測の事態に

対応できるようにする。

- 診療継続計画に基づき、感染対策物資などの備蓄・配置状況について G-MIS に入力し、不足する可能性がある場合は、G-MIS を活用し岐阜県に支援を依頼する。
- 診療継続計画に基づき、個室・ヘパフィルター付きパーテーション・陰圧室の確認やゾーニングの確認を平時から行う

## 第4章 その他

### 第13条 教育・訓練

- 平時から院内感染対策について徹底するとともに、診療継続計画・医療措置協定に基づき新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう患者の安全確保・職員の危機意識の向上に必要な訓練を計画し実施する
- 岐阜県・各務原市・岐阜保健所主催の研修会・訓練に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術の習得を行い、人材育成を行う。
- 前 2 項に規定する訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて’診療継続計画書を見直す

### 第14条 計画の見直し

- 本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じて修正する

表 1 改訂履歴

作成	改訂	内容
平成 26 年 10 月		
	平成 27 年 10 月	一部修正
	令和 8 年 3 月	岐阜県の行動計画修正に伴い内容を変更